

# **新ごみ処理施設整備及び運営事業**

## **特定事業の選定**

令和6年10月

東金市外三市町清掃組合

東金市外三市町清掃組合（以下「本組合」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号（以下「PFI法」という。））第7条の規定に準じて、新ごみ処理施設整備及び運営事業（以下「本件事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定に準じ、その客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和6年10月15日

東金市外三市町清掃組合 管理者 鹿間 陸郎

## 1 事業概要

### (1) 事業名称

新ごみ処理施設整備及び運営事業

### (2) 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

### (3) 公共施設等の管理者等の名称

東金市外三市町清掃組合 管理者 鹿間 陸郎

### (4) 事業方式

本件事業は、D B O (Design (設計) - Build (建設) - Operate (維持管理・運営))方式により実施する。

落札者の構成企業及びS P Cを選定事業者(以下「事業者」という。)として、本組合の所有となる新ごみ処理施設(以下「本件施設」という。)の設計、施工及び運営管理に係る業務を一括して行うものとする。

### (5) 事業期間

事業期間は、次のとおり予定する。

ア 設計・施工期間 : 契約締結の日から令和11年9月30日

イ 運営期間 : 令和11年10月1日から令和31年9月30日

### (6) 事業範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

#### ア 本件施設の設計・施工業務

設計施工事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本件施設の設計施工業務を行う。業務の範囲は、建設予定地の敷地造成工事(調整池工事を含む)、汚染土壌対策工事(必要に応じて)、建築物及び建築設備工事、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設のプラント工事(機械設備工事、電気・計装設備工事、配管工事)、外構工事、その他関連工事及び関連業務等を行う。

#### イ 本件施設の運営管理業務

運営管理事業者は、運営管理業務委託契約に基づき、処理対象物の計量、受け入れ、料金徴収を行い、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、主な運営管理業務は、受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務(本件施設の点検整備・補修・機器更新を含む。)、環境管理業務、有効利用及び適正処分業務、情報管理業務、防災管理業務等とする。

## (7) 計画施設の概要

### ア 計画地の概要

所在地	東金市上武射田地先	
敷地面積	約 35,100m <sup>2</sup> (約 3.51ha)	
都市計画事項	用途地域	指定なし (非線引き都市計画区域)
	防火地域	指定なし (建築基準法第 22 条区域)
	道路高さ制限	適用距離 20m 勾配 1.5 倍以下
	隣地高さ制限	立ち上がり 20m 勾配 1.25 倍以下
	建蔽率	60%
	容積率	200%
	日影規制	指定なし (但し、「東金市宅地開発指導要綱施行細則」を遵守する。)
	緑化率	敷地面積に対する緑化率 40% を目標に努めて緑化を図るものとし、20% を下限とする。
	駐車場率	駐車場は本組合職員 20 台以上+来客者用 30 台以上+車椅子使用者用 2 台以上+大型バス 4 台以上+運営管理事業者の必要台数分を確保するものとし、敷地面積に対して 12.5% を上限とする。また、駐車場内に電気自動車充電設備を 2 台分以上設ける。
施設率	25% 未満 (敷地面積に対する築造面積の割合)	

### イ 計画施設の概要

エネルギー回収型 廃棄物処理施設	処理方式	連続運転式ストーカ焼却炉 (廃熱ボイラ付)
	処理能力	公称能力：125t/日 (62.5t/24h×2 炉)
	処理対象物	可燃ごみ、破碎選別残渣等、災害廃棄物
マテリアルリサイクル 推進施設	処理方式	粗大ごみ・金属類：切断機又は高速回転破碎機+選別 (磁選機、アルミ選別機、粒度選別機) +保管 ビン・ガラス類：破袋機+選別+保管 ペットボトル：破袋機+選別+圧縮梱包機+保管 カン：破袋機+選別+穴あけ (スプレー缶のみ) +保管 蛍光灯類：保管 廃電池：保管
	処理能力	公称能力：18t/5h (粗大ごみ・金属類)：9.6t/5h (ビン・ガラス類)：4.9t/5h (ペットボトル)：1.9t/5h (カン)：1.6t/5h
	処理対象物	粗大ごみ、金属類、ビン・ガラス類、ペットボトル、カン、蛍光灯類、廃電池、災害廃棄物

## 2 評価の内容

### (1) 評価の基準

本件事業を P F I 法に準じた事業 (以下「特定事業」という。) として実施することにより、事業期間を通じた本組合の財政負担の縮減を期待できること、又は本組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できること

を選定の基準とした。

## (2) 評価方法

ア 本組合の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

イ 上記の財政負担の算定に加えて、本件事業を特定事業として実施する場合の定性的な評価を行った。

## (3) 本組合の財政負担額算定の前提条件

本件事業を本組合が直接実施する場合及び特定事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり設定した主な前提条件について、下表に示す。

本組合の財政負担額算定の前提条件

	本組合が直接実施する場合	特定事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 設計・施工費</li> <li>② 運営管理費</li> <li>③ 工事監理費（施工監理）</li> <li>④ 起債の支払利息</li> <li>⑤ 売電収益</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 設計施工業務に係る対価</li> <li>② 運営管理業務に係る対価</li> <li>③ S P C 経費</li> <li>④ 工事監理費（施工監理）</li> <li>⑤ 起債の支払利息</li> <li>⑥ 公租公課</li> <li>⑦ モニタリング費用</li> <li>⑧ 売電収益</li> </ul>
共通の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業期間：設計・施工期間約4年間、運営期間20年間</li> <li>② 現在価値への割引率：0.200%</li> <li>③ 物価変動：見込まない</li> </ul>	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 交付金（循環型社会形成推進交付金）</li> <li>② 起債</li> <li>③ 一般財源</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 交付金（循環型社会形成推進交付金）</li> <li>② 起債</li> <li>③ 一般財源</li> </ul>
設計・建設費に関する事項	特定事業として実施する場合の費用を参考に算定した。	事前の民間事業者への見積調査の結果を参考に必要な補正を行ったうえで設定した。
運営管理費に関する事項	特定事業として実施する場合の費用を参考に算定した。	事前の民間事業者への見積調査の結果を参考に必要な補正を行ったうえで設定した。

#### (4) 本組合の財政負担額の比較

前記の前提条件に基づく財政負担額について、本組合が直接実施する場合と特定事業として実施する場合とを比較すると次表のとおりとなる。ここでは、本組合が直接実施する場合の財政負担額を100とする指標により比較する。

財政負担額の指標

本組合が直接実施する場合	特定事業として実施する場合
100	96.71

#### (5) 特定事業として実施することの定性的評価

本件事業を特定事業として実施することにより、次に示すような定性面での効果を期待することができる。

##### ア 設計・施工と運営の効率化

本件施設の設計施工、運営管理の各業務を民間事業者に一括して性能発注することにより、民間事業者による各業務を通じた包括的な創意工夫の発揮が期待でき、より効率的かつ機能的な設計施工と運営が実施されると期待できる。

##### イ 長期的な視点に基づく運営内容の向上

本件施設の運営管理について、長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営期間を通じた適時の修繕・更新等の実施、中長期の視点での業務改善の実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営内容の向上が期待できる。

##### ウ リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、本組合と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本件事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が期待できる。民間事業者に移転するリスクの評価については、「(6) 民間事業者に移転するリスクの評価」に示す。

##### エ 先行事例数

他自治体での先行事例が多く、民間事業者には参考にできる他事例のノウハウが蓄積されており、円滑な事業の履行が期待できる。

#### (6) 民間事業者に移転するリスクの評価

特定事業として実施する場合は、本組合が直接実施する場合に本組合が負担するリスクの一部を民間事業者に移転して実施する。

特定事業として実施する場合に民間事業者が負担するリスクは、民間事業者が本組合よりも効果的かつ効率的な管理が可能であり、民間事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考える。主に、以下に示すリスクについては、事業者のリスク管理能力を活かすことができ、サービスの質の向上を図ることができると考える。

- ア 設計・施工段階におけるリスク
  - ・測量・地質調査に関するリスク
  - ・施設の設計・施工に関するリスク
- イ 運営段階におけるリスク
  - ・要求性能の未達に関するリスク
  - ・施設の損傷に関するリスク
  - ・運営コスト増大に関するリスク

#### (7) 総合評価

本件事業を特定事業として実施することにより、本組合が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本組合の財政負担額を 3.29%縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等の定性的効果も期待することができる。

上記の評価を踏まえ、本件事業を特定事業として実施することが適当であると認め、P F I 法第 7 条に準じて特定事業として選定する。

以上